

南部町三世代同居世帯等支援事業

町内における三世代同居を推進し、子どもを安心して産み育てられ、高齢者等が安心して共に暮らせる健康で幸せな住環境を創ることを目的に、住宅の新築・購入・増改築及びリフォームを行う方に対して、その経費に要する費用の一部を助成します。

補助対象工事の3分の1の額を上限60万円まで助成します。

(町内の事業者が施工する場合は上限80万円まで助成します。)

1. 補助対象者

新築・購入・増改築及びリフォームに要した経費を負担し、以下の要件を全て満たす方です。

①これから三世代同居等をされる方であり、申請時に町外及び別集落に居住されている方、又はすでに実家で同居されていて、ご結婚後も同居される方

※「三世代同居世帯等」とは

親・子・孫等の三世代以上で構成される家族が同居する世帯で、申請時に三世代目が15歳以下であること。ただし、二世代目が共に35歳以下の夫婦であれば、三世代目は要しません。

②事業完了してから引き続き3年以上にわたり、三世代同居世帯等を継続する見込みである方

③補助を受けようとする方及び、同居の家族が、町税等を滞納していない方

④暴力団の構成員及びその団体に所属していない方

2. 補助対象工事

①工事に要する費用が10万円以上であること。

②居住のための工事であること。

※倉庫等は補助対象外の場合がありますので、お問い合わせください。

※この補助金の交付を受けようとする場合は、補助工事の着工前に申請書を提出してください。

着工後の申請は補助金の対象外です。

3. 補助金額

・対象工事の3分の1の額を上限60万円まで助成します。ただし、町内の事業者が施工する場合は、(下請けを含む)上限80万円までを助成します。



【申請・問い合わせ先】

南部町建設課(法勝寺庁舎内) 南部町法勝寺 377番地1 ☎0859-66-3115 FAX0859-66-4426

※南部町三世代同居等支援事業の補助金等交付申請書は南部町ホームページからダウンロードできます。

その他の補助金について

とっとり住まいる支援事業

・鳥取県産の木材を使用する場合や子育て世帯、三世代同居等世帯に該当する場合はその一部を助成します。詳しくは鳥取県建築住宅課へお問い合わせください。

鳥取県西部総合事務所建築住宅課 米子市鞆町一丁目 160番地 ☎0859-31-9753

※裏面にQ&Aを掲載しておりますのでご参考ください。

南部町三世代同居世帯等支援事業Q & A

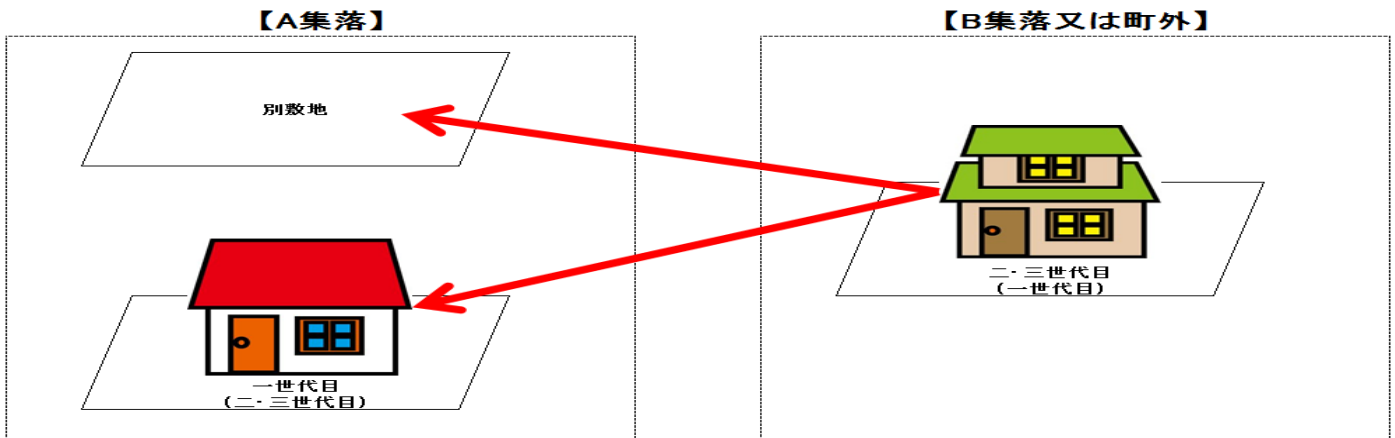
Q1 「同居」の範囲を教えてください。

A1 「同じ家屋」、「敷地内の離れ」、「同じ集落の別敷地」が同居の範囲です。

Q2 「三世代同居」の、対象と対象外の事例を教えてください。

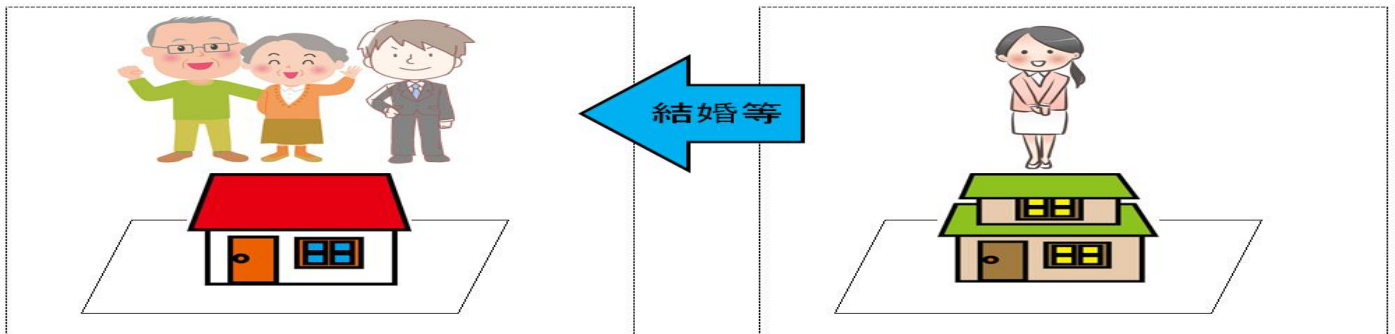
A2 【対象事例①】

- ・一世代目が居住する集落内に二・三世代目が別集落又は町外から転入等する場合
 - ・二・三世代目が居住する集落内に一世代目が別集落又は町外から転入等する場合
- ※同じ敷地内でなくても同一集落内であれば対象となります。



【対象事例②】

- ・既に同居している子ども世代が結婚を機に引き続き同居する場合



【対象外事例】

- ・既に三世代等にて同居している場合(同じ集落内の別敷地も含む。)
- ※①工事を機に転居又は転出後に町内へ異動する場合も含まれます。
※②賃貸住宅に居住している場合は除きます。

【C集落】

